

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和35年4月	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	室蘭市	職員数 (H22. 4. 1現在)	26名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	115円（21年度）	財政力指数	0.646（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	95.6（21年度）	実質公債費比率（％）	9.6（22年度）
		将来負担比率（％）	133（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	H19～H26
計画策定責任者	室蘭市公営企業管理者
既存計画との関係	「室蘭市集中改革プラン（H17～H21）」 「室蘭市下水道事業中期経営計画（H17～H21）」 「公営企業健全化計画（H18～H37）」
公表の方法等	経済建設常任委員会に報告 市のホームページ掲載等
基本方針	下水道は、都市に必要な不可欠な基盤施設で、室蘭市都市計画マスタープランでは「市街化区域内の下水道計画区域、及び計画区域に隣接する地区等の下水道整備を進め、市民の生活環境の改善を進めるとともに、汚泥の再資源化等有効利用を図ります。」となっており、本計画により下水道事業を進める必要があることから、室蘭市集中改革プランとの整合性を図った中期経営計画及び公営企業健全化計画に沿って、本計画を策定。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	197,757.1			197,757.1
	補償金免除額	43,863.6			43,863.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	34,537.7			34,537.7
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		88,777.4		88,777.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	158,559.6			158,559.6
	臨時特例債（公共下水道事業分）	39,197.5			39,197.5
合 計 (A)		197,757.1			197,757.1
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分	臨時特例債（公共下水道事業分）	39,197.5			39,197.5
合 計 (B)		39,197.5			39,197.5
公営企業で負担するもの (A)-(B)		158,559.6			158,559.6

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	34,537.7			34,537.7
合 計 (A)		34,537.7			34,537.7
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		34,537.7			34,537.7

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債		88,777.4		88,777.4
合 計 (A)			88,777.4		88,777.4
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			88,777.4		88,777.4

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市下水道事業は、地形的に山や沢が多く、市街地が離れているため当初の処理区域を3処理区に別けて整備を始め、昭和35年に蘭西処理区の供用開始、以後、蘭北、蘭東の2処理区の供用を開始した。この間、水洗化の普及状況などから、急激な受益者負担を求められなかったことや、鉄鋼関連の不況やオイルショックなどにより処理区域内人口が減少し、使用料増加が図れなかったこと、地形の関係から処理場やポンプ場など下水道施設が多く必要なために維持管理経費（88.64円/m<sup>3</sup>）が類似団体（80.34円/m<sup>3</sup>）より高いことなどから赤字が拡大した。そこで、4年ごとの使用料改定と、一般会計からの計画的な繰入により不良債務の解消を図ってきた。平成17年度には室蘭市集中改革プランを基本とした職員定数削減による効率的な経営を目標とした中期経営計画及び公営企業健全化計画策定、平成35年度までに不良債務の解消を図る見通しである。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 人口の減少による水洗化率及び有収水量の伸び悩み</p> <p>面整備がほぼ完了となり、整備に伴う水洗化人口の増加が望めなくなることや、引き続き人口減少が進むことが予想され、有収水量の増加が見込めないことから、水洗化の普及促進や未収金の徴収対策の強化による収入確保が必要である。</p> <p>課 題 ② 処理場及びポンプ場など主要施設の老朽化</p> <p>処理場やポンプ場など主要施設の機械・電気設備等が更新時期を迎えており、今後、設備投資が必要なことから、適正な汚水処理ができる態勢を構築しながら、施設の配置や組織体制の見直しが必要である。</p> <p>課 題 ③ 団塊の世代の技術職員の退職による技術の継承</p> <p>平成21年度までに崎守処理場の廃止や面整備の終了などにより施設管理の効率化を進めてきた。今後も人員の配置の適正化や給与の適正に努め、コスト縮減を図る必要がある。また、団塊の世代が定年退職を迎えるため、技術の継承と人員確保を図る必要がある。</p> <p>課 題 ④ 不良債務の解消</p> <p>過去に多額の投資を行い、普及率が低い時代に受益者負担を抑制したことから、多額の不良債務を抱えているが、計画的な基準内繰入と普及促進やコスト縮減などの経営努力により、早期に不良債務を解消を図る必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	2,043	2,039	2,020	1,940	1,872	1,813	1,801	1,781	1,758	1,734
	(1) 料 金 収 入	1,639	1,635	1,639	1,614	1,598	1,568	1,551	1,534	1,519	1,503
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					1					
	(3) そ の 他	404	404	381	325	274	245	250	247	239	231
	(雨水処理負担金)	404	402	380	323	273	244	249	246	238	230
	2. 営 業 外 収 益	503	537	639	680	656	654	675	660	650	639
	(1) 補 助 金	500	535	638	673	650	654	675	660	650	639
	他 会 計 補 助 金	500	535	638	673	650	654	675	660	650	639
	そ の 他 補 助 金										
	(2) そ の 他	3	2	1	7	6					
	収 入 計 (C)	2,546	2,576	2,659	2,620	2,528	2,467	2,476	2,441	2,408	2,373
	1. 営 業 費 用	1,683	1,631	1,597	1,545	1,460	1,516	1,565	1,580	1,571	1,579
(1) 職 員 給 与 費	266	271	258	218	195	186	192	194	192	192	
基 本 給	147	145	131	113	93	85	85	85	85	85	
退 職 手 当											
そ の 他	119	126	127	105	102	101	107	109	107	107	
(2) 経 費	854	767	748	720	642	675	698	705	705	705	
動 力 費	99	103	101	110	96	96	96	96	96	96	
修 繕 費	197	125	115	126	105	117	140	140	140	140	
材 料 費				1	1	1	1	1	1	1	
そ の 他	558	539	532	483	440	461	461	468	468	468	
(3) 減 価 償 却 費	563	593	591	607	623	655	675	681	674	682	
2. 営 業 外 費 用	588	551	541	474	423	437	430	429	431	426	
(1) 支 払 利 息	560	528	521	454	405	422	415	414	416	411	
(雨水分)	42	32	24	42	19	41	42	45	46	50	
(汚水分等)	502	471	448	366	359	337	329	326	328	325	
(一時借入金利息)	16	25	49	46	27	44	44	43	42	36	
(2) そ の 他	28	23	20	20	18	15	15	15	15	15	
支 出 計 (D)	2,271	2,182	2,138	2,019	1,883	1,953	1,995	2,009	2,002	2,005	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	275	394	521	601	645	514	481	432	406	368	
特 別 利 益 (F)			1								
特 別 損 失 (G)	1	3	2	3	3	5	5	5	5	5	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1	-3	-1	-3	-3	-5	-5	-5	-5	-5	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	274	391	520	598	642	509	476	427	401	363	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-5,799	-5,408	-4,888	-4,290	-3,648	-3,139	-2,663	-2,236	-1,835	-1,472	
流 動 資 産 (J)	353	445	256	329	257	283	289	299	302	307	
う ち 未 収 金	284	272	247	253	240	230	230	230	230	230	
流 動 負 債 (K)	6,071	5,814	4,954	4,334	3,749	3,460	3,160	2,850	2,490	2,110	
う ち 一 時 借 入 金	5,990	5,620	4,890	4,280	3,700	3,400	3,100	2,790	2,430	2,050	
う ち 未 払 金	80	193	62	54	48	60	60	60	60	60	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	283.8	265.2	242.1	221.5	195.0	173.2	147.9	125.6	104.4	84.9	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)	5,694	5,353	4,698	4,005	3,492	3,177	2,871	2,551	2,188	1,803	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,043	2,039	2,019	1,937	1,871	1,812	1,800	1,780	1,757	1,733	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)	278.7	262.5	232.6	206.8	186.6	175.3	159.5	143.3	124.5	104.0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	△ 4,340	△ 6,328	△ 7,051	△ 7,349	△ 7,355	△ 6,168	△ 5,847	△ 5,301	△ 4,719	△ 4,094	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	10,034	11,681	11,749	11,354	10,847	9,345	8,718	7,852	6,907	5,897	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	2,043	2,039	2,019	1,937	1,871	1,812	1,800	1,780	1,757	1,733	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)	△ 212	△ 310	△ 349	△ 379	△ 393	△ 340	△ 325	△ 298	△ 269	△ 236	

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入										
	1. 企 業 債	580	495	1,566	1,444	729	695	549	586	558	598
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	277	180	131	113	108	12	12	12		
	4. 他 会 計 負 担 金						77	52	58	76	76
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	348	235	493	627	668	614	396	468	439	503
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金			35							
	8. 工 事 負 担 金	164	104	73	76	26	97	3	1	1	
	9. そ の 他	87	52	67	53	42	13	12	7	5	2
	計 (A)	1,456	1,066	2,365	2,313	1,573	1,508	1,024	1,132	1,079	1,179
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当 額 (B)	3									
	純 計 (A)-(B) (C)	1,453	1,066	2,365	2,313	1,573	1,508	1,024	1,132	1,079	1,179
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	912	751	1,155	1,409	1,441	1,465	982	1,099	1,027	1,140
	うち 職 員 給 与 費	59	59	53	54	46	49	49	49	49	49
	2. 企 業 債 償 還 金	1,146	942	1,542	1,351	842	815	847	872	811	748
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			80	80	80	80	80			
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他	27	17	19	8	4	20				
計 (D)	2,085	1,710	2,796	2,848	2,367	2,380	1,909	1,971	1,838	1,888	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	632	644	431	535	794	872	885	839	759	709	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金											
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金		3									
4. そ の 他	24	21	31	33	35	71	47	52	49	54	
計 (F)	24	24	31	33	35	71	47	52	49	54	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	608	620	400	502	759	801	838	787	710	655	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)			4,890	4,280	3,700	3,400	3,100	2,790	2,430	2,050	
企 業 債 現 在 高 (H)	16,253	15,806	15,830	15,923	15,810	15,690	15,392	15,106	14,853	14,703	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	904	937	1017	996	924	899	925	907	889	870
	うち 基 準 内 繰 入 金	475	844	929	915	852	829	855	837	819	800
	うち 基 準 外 繰 入 金	429	93	88	81	72	70	70	70	70	70
資 本 的 収 支 分		277	180	131	113	108	89	64	70	76	76
	うち 基 準 内 繰 入 金	186	157	110	93	98	77	52	58	76	76
	うち 基 準 外 繰 入 金	91	23	21	20	10	12	12	12		
合 計		1,181	1,117	1,148	1,109	1,032	988	989	977	965	946

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	278.7	262.5	232.6	206.8	186.6	175.3	159.5	143.3	124.5	104.0
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	95.8	128.6	147.7	168.9	180.8	145.5	143.2	169.8	164.9	161.1
資本費 (円又は%)										
総収支比率(法適用) (%)	112.0	117.8	124.2	129.5	134.0	125.9	123.8	121.2	119.9	118.0
経常収支比率(法適用) (%)	112.1	118.0	124.3	129.7	134.2	126.3	124.1	121.5	120.2	118.3
営業収支比率(法適用) (%)	132.8	157.8	166.4	169.0	172.7	119.5	115.0	112.7	111.9	109.8
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	283.8	265.2	242.1	221.5	195.0	173.2	147.9	125.6	104.4	84.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	35.5	36.4	38.2	38.0	36.6	36.4	37.4	37.2	36.9
	うち基準内繰入金 (%)	18.7	32.8	34.9	34.9	33.7	33.6	34.5	34.3	34.0
	うち基準外繰入金 (%)	16.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9
	資本的収入分 (%)	19.1	16.9	5.5	4.9	6.9	3.6	2.6	2.9	3.2
	うち基準内繰入金 (%)	12.8	14.7	4.6	4.0	6.2	3.1	2.1	2.4	3.2
	うち基準外繰入金 (%)	6.3	2.2	0.9	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価<sup>※1</sup> / 給水原価<sup>※2</sup> × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入<sup>※</sup> / 汚水処理費<sup>※</sup> × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行使用料(H12年度改定)により、過去の実績から人口減少に伴う水洗化人口、普及率等を勘案して推計した。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰出については、平成18年度に改正された繰出基準に基づく繰入が行なわれること、基準外繰出については、し尿処理経費など、一般会計が本来負担すべき経費を施策的に下水道事業で実施しているものについて繰入されることとして推計した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資:合流式下水道緊急改善事業、蘭東下水処理場改築更新事業の事業費を計上した。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	室蘭市集中改革プラン、中期経営計画、経営健全化計画を前提に収支見通しを作成した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	③	崎守処理場の廃止や面整備の終了などにより、当初計画期間で5名の職員削減を目標とした。延長計画期間ではさらに3名の職員削減を目標とした。 また、給与の適正化にも努めていく。
○ 定員管理	③	H21年度末までに中期経営計画に基づき、崎守処理場の廃止や面整備の終了などにより、計画期間で5名の職員削減を目標とする、職員削減目標を達成された。今後も引き続き計画値に沿った人員削減を目指す。 集中改革プランでの定数管理の数値目標 室蘭市総数 H17.4.1の職員数 1,432 H22.4.1の職員数 1,208 うち下水道事業 H17.4.1の職員数 37 H22.4.1の職員数 32(26)
○ 給与のあり方	③	特殊勤務手当の見直しをはじめ、給与の適正化に努めていく。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	当初計画では管理職手当の独自カット(10%削減)、期末・勤勉手当の独自削減(旧制度1～3級:1%削減、4～5級:3%削減、6～7級:5%削減、8～9級:8%削減)、特殊勤務手当の見直しによる効果額を計上 ※ 平成19年7月1日より、給与構造見直しに伴う給与制度を導入 ※ 平成19年4月1日より、業務手当について、2年の経過措置を設け、廃止
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務に関する業務については、すでに民間への委託を実施している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		※ 平成15年度に退職時特昇廃止、(本市全会計で実施)
◇ 福利厚生事業のあり方		※ 平成18年度まで福利厚生団体へ市から健康診断に対して助成。平成19年度以降助成廃止。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	当初計画期間では、2処理場体制を1処理場体制として施設の統廃合し、処理施設の集約が行われた。また、ポンプ場の無人化により、効率性を追求した業務運営に努め、事務事業の見直しや委託業務の内容の精査を行い、コスト縮減を図ってきた。 崎守処理場廃止に伴う維持管理経費の削減効果額 H20 26百万円、H21 26百万円、H22 26百万円、H23 26百万円
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	処理場・ポンプ場の運転管理については、早い時期から業務委託(民間的経営手法の導入)が行われており、一定の効果をあげてきている。そのため、ポンプ場に一部残っている直営部分についても、緊急降雨対応など特別な場合を除き民間委託の方向で検討を行う。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①・④	中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があることから、使用料単価については、適正な原価を算出することとなっており、国は、150円/㎡(平成17年度の類似団体における使用料単価は144.84円)に引き上げることとしているが、本市の使用料単価については、平成21年度で194.9円、となっており、これを上回る状況となっている。汚水処理原価についても平成21年度で171.2円/㎡(平成18年度197.5円/㎡)となっており、経費の回収率は113.8%(平成18年度98.9%)となっている。今後とも引き続き経費の節減に努める。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		上記のとおり、中長期的に自立・安定した経営基盤を築くため、適正な使用料水準を維持し、経費の節減に努めている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		広報誌やホームページなどを利用して、市民にわかりやすい内容や方法で公表に努めていく。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		平成17年度に中期経営計画を策定し、議会に対して報告を行い、また、HPや広報誌により情報公開を実施している。今後もその進捗に応じ、逐次情報公開を行っていく。
○ 行政評価の導入		不明水対策会議や収納向上対策会議など、経営の安定化に向けた取組みを行い、有収率の向上や経営の安定化に努めている。また、毎年度の予算編成において、事業に対する評価を行いながら、効率的な経営を図っている。
4 その他		※ 昭和31年度の下水道施設整備開始から相当期間を経過しており、管渠も老朽化が進んでいることから、不明水の流入が多く、他の類似団体に比べ有収率が低い(H20末 類似団体Bc1 79.2% 室蘭市 71.2%)ことから、雨水の誤接続調査や老朽管のカメラ調査をもとにした管の取替えなどの不明水対策を行い、有収率を向上させ、経費の節減を図る。 (H18 有収率 70.8% H19 有収率 71.8% H20 有収率 71.2%)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>課題③の対策として、当初計画では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蘭東処理場と崎守処理場の2処理場体制から、平成20年度に崎守処理場を廃止し1処理場体制とすることにより職員の純減を図ってきた。</li> <li>・ 汚水中継ポンプ場の管理の無人化や運転業務の民間委託を拡大することにより人件費の削減を図る。</li> <li>・ 平成18年度から平成21年度までの削減は9名で延長計画では引き続きポンプ場の管理の無人化等を検討し延長期間内に3名の削減を予定。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題①・②・④の対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化した設備等については効率的な運転ができるよう計画的に更新を行いながら、当初計画期間では平成20年度に2処理場体制から1処理場体制へ処理場を統合するとともに、汚水中継ポンプ場の無人化や運転業務の民間委託拡大などにより、維持管理経費の節減を図る。</li> <li>・ 使用料の適正化については、昭和54年から平成12年度まで使用料の改定を行ってきたが、将来の維持管理費や資本費の動向を見据え、維持管理経費の増加などで原価割れした場合には使用料改定を検討するなど、着実な累積欠損金や不良債務の解消を図る。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>課題①・④の対策として、</p> <p>基準外繰出しについては、し尿処理経費など一般会計が負担すべき経費についてのみ繰出しが行われている。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。  
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	96,707	95,976	95,341	94,774	94,271	93,823		92,744	92,113	91,507		
		A 増減		-731	-635	-567	-503	-448		-1,079	-631	-606		
		水洗便所設置済人口(人)	86,996	86,591	86,454	86,451	86,455	86,333		85,974	85,480	84,918		
		B 増減		-405	-137	-3	4	-122		-358	-494	-562		
	②	水洗化率(%)	90.0	90.2	90.7	91.2	91.7	92		92.7	92.8	92.8		
		C 増減		0.2	0.5	0.5	0.5	0.3		0.7	0.1	0.0		
		有収水量(m³)	8,370,586	8,338,000	8,294,000	8,260,000	8,228,000	8,187,000		7,885,000	7,817,000	7,744,000		
		D 増減		-32,586	-44,000	-34,000	-32,000	-41,000		-302,000	-68,000	-73,000		
	③	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	195.3	195.1	195	194.8	194.7	194.6		194.6	194.3	194.1		
		E 増減		-0.2	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1		0	-0.3	-0.2		
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)												
		F 増減												
	④	③ 収納率(%)	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9		92.8	92.8	92.8		
		G 増減		0	0	0	0	0						
		④ その他( )												
		H 増減												
	経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	2,182,728	2,282,841	2,278,610	2,286,143	2,299,007	2,307,652		2,008,951	2,001,992	2,005,493	
			I 増減		100,113	-4,231	7,533	12,864	8,645		-298,701	-6,959	3,501	
処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)		22.6	23.8	23.9	24.1	24.4	24.6		21.7	21.7	21.9			
J 増減			1.2	0.1	0.2	0.3	0.2		-2.9	0	0.2			
汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)		151.9	146.6	136.2	137.8	138.7	139.9		114.6	117.8	120.5			
K 増減			-5.3	-10.4	1.6	0.9	1.2		-25.3	117.8	5.9			
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		81.5	82.9	83.9	81.0	81.1	80.3		68.1	69.9	69.8			
L 増減		1.4	1.0	-2.9	0.1	-0.8		-12.2	69.9	1.7				
⑥	⑥ その他( )													
	M 増減													
	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	128.6	133.1	143.2	141.4	140.4	139.1		169.8	164.9	161.1			
	累積欠損金比率(%) 当初計画の目標値 (実績値)	265.2	242.1	221.5	195.0	207.8	192.4							
企業債現在高(百万円) 当初計画の目標値 延長計画の目標値	15,806	15,830	16,217	16,085	15,958	15,650		125.6	104.4	84.9				
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	1,635,052	1,626,384	1,617,111	1,609,438	1,602,003	1,593,012						
		改善効果額		1,747	7,821	14,672	14,672	14,672		53,584				
		①有収水量の増加		1,747	7,821	14,672	14,672	14,672		53,584				
		②使用料の適正化												
	③収納率の向上													
	④その他( )													
	経営の効率化	改善効果額												
		管理運営費	2,182,728	2,258,841	2,277,402	2,284,837	2,297,878	2,306,494						
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	2,182,718	2,258,841	2,277,402	2,284,837	2,297,878	2,306,494						
		改善効果額		9,049	44,233	44,233	62,331	62,331		222,177				
		⑤職員給与費の適正化		9,049	18,098	18,098	36,196	36,196		117,637				
		維持管理費(上記以外)の適正化			26,135	26,135	26,135	26,135		104,540				
⑥その他( )														
改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									275,761					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									182,347					

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				1,597,705	1,567,649	1,550,843		1,534,116	1,519,014	1,502,868		
		改善効果額						0	0		0	0	0	
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
			③収納率の向上											
			その他④( )											
	経営の効率化	管理運営費					1,882,391	1,953,063	1,995,243		2,008,951	2,001,992	2,005,493	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					1,882,391	1,953,063	1,995,243		2,008,951	2,001,992	2,005,493	
		改善効果額						25,236	25,236		25,236	25,236	25,236	126,180
		⑤職員給与費の適正化						25,236	25,236		25,236	25,236	25,236	126,180
		維持管理費(上記以外)の適正化												
		( )												
		その他⑥( )												
	改善効果額													

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」での他⑤の例:建設への削減(土・水・光・熱の廃止、土質の改良、技術開発の促進など)、建設費削減の抑制(除雪機、電気・機械設備等の計画の修繕による長寿化)など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)

- ・使用料収入  
 法適用事業 = 20表01行03列  
 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの  
 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)  
 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	126,180
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	126,180
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	43,863

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等